

札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱

令和7年8月1日 税務・契約管理担当局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿泊事業者に対し、札幌市宿泊税の導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る費用の一部を補助することにより、事務負担の軽減及び札幌市宿泊税の円滑な導入を図ることを目的とし、予算の範囲内において、札幌市宿泊税システム整備費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程(昭和36年訓令第24号)(以下「規程」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

2 札幌市宿泊税 札幌市宿泊税条例(令和6年札幌市条例第52号)により課する宿泊税をいう。

3 旅館業 旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業及び同条第3項に規定する簡易宿所営業をいう。

4 住宅宿泊事業 住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第3条第1項の届出をして営む同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業をいう。

5 宿泊施設 旅館業に係る施設又は住宅宿泊事業に係る住宅をいう。

6 宿泊事業者 宿泊施設において旅館業又は住宅宿泊事業を営む者をいう。

(事務取扱者)

第3条 札幌市から本事業を受託する札幌市宿泊税システム整備費補助事業補助金事務局(以下「事務局」という。)が、札幌市と連携して補助金交付に係る事務等を取り扱う。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、宿泊事業者であって、かつ、次の各号を全て満たす者とする。

(1) 札幌市内の宿泊施設で事業を営んでいること。

(2) 札幌市税を滞納している者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく再生又は更正手続きを行っている者でないこと。

- (4) 役員等(補助対象者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、補助対象者が法人である場合にはその役員、その支店又は営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者その他経営に実質的に関与している者を、補助対象者が団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 25 年条例第6号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者でないこと。
- (5) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者でないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者でないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- (9) 補助事業の実施に関し、各種法令に違反していないこと。
- (10) 重大又は悪質な法令違反をしていないこと。
- (11) 誓約事項に同意する者であること。
- (12) 前各号に掲げる者のほか、札幌市が交付することが適当でないと認めた者でないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、札幌市宿泊税の導入に伴い、補助対象者が札幌市内に所在する各宿泊施設において実施する既存のレジシステムの改修事業又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入等に係る事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象経費は、補助対象者が前条の事業の実施に要する別表に掲げる経費であって、市長が必要かつ適当と認めるものとする。

- 2 前項に規定する経費は、第9条の規定による交付決定の日から補助事業の完了の日までに要したものとする。
- 3 第1項に定める補助対象経費は、次に掲げる経費を除外する。
 - (1) 使途、単価、規模等の確認が不可能なもの
 - (2) 契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類が不備なもの
 - (3) 支払が補助対象者以外の名義で行われるもの
 - (4) リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェアに要する経費

- (5) クラウド型システムの月額料金等、通信費(インターネット回線・プロバイダー料金等)
- (6) 消費税及び地方消費税相当分
- (7) 振込手数料
- (8) 補助金の交付決定前に開始した事業の経費
- (9) 国、地方公共団体等が交付する他の補助金等の交付対象となった経費。ただし、北海道が当該補助金と同一の目的により交付する補助金等の交付対象となった経費(補助率が2分の1を超えないもの)については、この限りでない
- (10) その他市長が不相当と認めるもの

(補助金額の算定方法)

第7条 補助率及び1宿泊施設あたりの上限額は次の表のとおりとする。

補助率	1宿泊施設あたりの上限額
2分の1	50万円

2 補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額の合計に前項に定める補助率を乗じた額と前項に定める1宿泊施設あたりの上限額を比較して、これら2つのうち低い額とする。ただし、算出された額合計額に千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第8条 補助対象者は、補助金の交付申請をしようとするときは、市長に対し、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 補助対象経費内訳書(別紙1)
- (2) 旅館業法営業許可証の写し(旅館・ホテル、簡易宿所を営む者の場合)
- (3) 住宅宿泊事業法第13条の標識の写し(住宅宿泊事業を営む者の場合)
- (4) 導入しようとするシステムや製品等の見積書の写し
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 交付申請の受付開始日については、市長が別に定める。

3 補助対象事業の着手は、補助金の交付決定の通知を受けて行うものとする。

(補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条第1項に規定する補助金の交付申請があったときは、交付申請書等の内容を審査し、これを適正と認めたときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により交付決定を、不適正と認めたときは補助金不交付決定通知書(様式第3号)により補助金の交付を申請した者(以下「補助事業者」という。)に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第10条 補助事業者は、前条の規定による交付決定通知を受けた場合において、当

該通知に係る補助金の交付の決定又はこれに付された条件に対して不服があるときは、当該通知を受理した日から10日以内に補助金交付申請取下申出書(様式4号)により申請の取り下げをすることができる。

(補助事業の内容の変更等)

第11条 補助事業者は、第9条の規定により補助金の交付決定があった事業(以下「補助事業」という。)の内容変更又は中止をしようとするときは、速やかに、以下の書類を市長に提出して市長の承認を受けなければならない。

(1) 補助金計画変更等申請書(様式第5号)

(2) その他、補助金の内容の変更点(事業計画、事業経費など)がわかる資料

2 内容の変更に伴い、補助対象経費が増減する場合、補助交付決定額の変更は減額のみとし、増額変更は認めない。

3 市長は第1項の規定により補助事業の内容変更又は中止の届出があった場合は、その内容を審査し、これを承認したときは、第9条の規定による決定通知を取り消し、補助金計画変更等承認通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知し、不承認の場合は補助金計画変更等不承認通知書(様式第7号)により補助事業者へ通知する。

4 第1項の補助事業の内容を変更しようとする場合であっても、次に掲げる補助事業の目的の変更を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

(1) 補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、その変更が補助目的の達成により効率的である場合

(2) 交付の決定の際における補助対象経費の総額の20%以内の減少の場合

(事業遅延等の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業を予定期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、補助金事業執行遅延(不能)報告書(様式第8号)により速やかに市長に報告し、その指示を受けねばならない。

(状況報告等)

第13条 市長は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行に関し、報告を求め、又は職員に調査させることができる。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第11条の規定による補助事業の中止等の承認を受けたときを含む。)は、その日から30日以内又は令和8年2月20日までのうち、いずれか早い日までに、補助金事業実績報告書(様式第9号)に以下の書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 支出した経費の事実を証明する領収書(写)等(宛名に補助対象者名が記載され、補助対象経費と金額が一致しており経費の内訳がわかるもの。内訳がわからない場合は領収書(写)に加えて内訳が分かる請求書等(写)も提出すること。)

- (2) 補助金銀行口座振込同意書(様式10)
- (3) その他市長が別に指示する書類

(補助金の額の確定等)

第15条 市長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件等に適合するものであることを審査し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該報告を受けた日から、原則として20日以内に、補助金交付額確定通知書(様式第11号)により、市長から補助事業者へ通知するものとする。

- 2 前項に定める審査においては、必要に応じ市の職員又は事務局が現地調査を行う。この場合、補助事業者は当該調査に協力しなければならない。
- 3 審査の結果、補助対象経費が増額となった場合でも、第9条において交付決定した補助予定金額を変更しない。
- 4 審査の結果、補助対象経費が減額した場合には、減額後の補助対象経費をもって第7条の規定を適用する。
- 5 第11条の規定による補助事業の内容の変更に係る承認を受けずに支出した経費については、原則、補助対象経費より減額する。
- 6 市長は、報告を受けた補助対象事業の成果が補助金の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助金交付事業者に対して命ずることができる。

(補助金の交付)

第16条 補助金は、前条の規定により補助金の額を確定したのち、交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、次の各号に掲げる場合には、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令または本要綱の規定並びに市長の指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢又はその他不適当な行為をした場合
 - (3) 補助事業者が、補助金を本要綱に定める用途以外に使用した場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (5) 補助事業者が、誓約事項に違反した場合
 - (6) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付決定を受けた場合
- 2 前項の取り消しを行った場合は、補助金交付決定取消等通知書(様式12)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条第1項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 2 市長は、前項の規定により交付した補助金の返還を命ずる場合は、補助金返還通知書(様式13)によって通知する。
- 3 市長は、補助金の返還を命じ、これを補助金交付事業者が納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金の納付を命ずるものとする。
- 4 市長は、前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、延滞金の全部若しくは一部を免除することができるものとする。
- 5 本条の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した10万円以上の財産(以下「取得財産等」という。)については事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らねばならない。

- 2 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の処分制限財産について、補助事業等の完了の年の翌年から起算して「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過することとなるまでの期間において、この補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し又は担保に供しようとする(以下「取得財産等の処分」という。)ときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告書に記載の購入日から耐用年数を経過するまでに取得財産等の処分をしようとするときは、あらかじめ財産処分申請書(様式14)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をするときには、やむを得ないと認められる場合を除き、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部を札幌市に返還させなければならない。

(補助対象事業の検査)

第20条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付決定者および補助金の交付を受けた者に対して報告をさせ、又は職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は当該職員

にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿書類その他物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(帳簿及び書類の備付け)

第21条 補助事業者は、当該補助対象事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるよう整理し、補助対象事業の完了日の属する会計年度の終了後から5年間保存しなければならない。ただし、処分を制限された取得財産がある場合で当該制限された期間が帳簿及び書類を保存すべき期間を超えるときは、当該財産の処分を制限された期間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、札幌市と事務局が協議の上、別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

別表

第6条（補助金対象経費）に定める経費

補助対象経費	対象例
<p>札幌市の宿泊税導入に伴って発生する既存のレジシステムの改修又は新たなレジシステムの構築並びにハードウェア及びソフトウェアの購入に係る経費</p>	<p>※宿泊税導入に係る経費に限る。 ・レジシステムの改修及び構築 ・ソフトウェアの購入 ・PC、タブレット、プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器（※プリンター、スキャナー及びそれらの複合機器は、印刷あるいはスキャン機能を主とし、一般的にプリンター、スキャナー、複合機と呼称される製品が対象となる。） ・POSレジ、モバイルPOSレジ</p>

補助対象外経費
<ul style="list-style-type: none"> ・使途、単価、規模等の確認が不可能なもの ・契約書、発注書、納品書、領収書、振込明細書等の帳票類が不備なもの ・支払が補助対象者以外の名義で行われるもの ・リース、レンタル契約のソフトウェアやハードウェアに要する経費 ・クラウド型システムの月額料金等、通信費（インターネット回線・プロバイダー料金等） ・消費税及び地方消費税相当分 ・振込手数料 ・補助金の交付決定前に開始した事業の経費 ・国、地方公共団体等が交付する他の補助金等の交付対象となった経費。ただし、北海道が当該補助金と同一の目的により交付する補助金等の交付対象となった経費（補助率が2分の1を超えないもの）については、この限りでない ・その他市長が不相当と認めるもの

札幌市長

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名

札幌市宿泊税システム整備費補助金 交付申請書

札幌市宿泊税システム整備費補助金について、補助金の交付を受けたいので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 補助対象施設等

補助対象施設	〒()
	住所:
	施設名称:
	代表者役職:
	代表者氏名:
担当者	担当者名:
	電話番号:
	メールアドレス:
通知書送付先	※施設住所と別住所に送付を希望する場合に記入

2 補助金交付申請額

金 _____ 円

3 添付書類

チェック欄	書類
<input type="checkbox"/>	補助対象経費内訳書(別紙1)
<input type="checkbox"/>	旅館業法営業許可証の写し(旅館・ホテル、簡易宿所を営む者の場合)
<input type="checkbox"/>	住宅宿泊事業法第13条の標識の写し(住宅宿泊事業を営む者の場合)
<input type="checkbox"/>	導入しようとするシステムや製品等の見積書
<input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/>	

4 誓約事項

私は、札幌市宿泊税システム整備費補助金の交付申請に関し、以下の事項について誓約いたします。

チェック欄	誓約事項
<input type="checkbox"/>	札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第4条各号のすべての要件を満たしています。
<input type="checkbox"/>	札幌市税の納税状況等について、札幌市が調査することに同意します。
<input type="checkbox"/>	札幌市補助金等の事務取扱に関する規定及び要綱の内容に従うことについて同意します。
<input type="checkbox"/>	補助金の対象経費について、国、道、市等が交付する他の補助金は受けていません。(他の地方公共団体が当該補助金と同一の目的により交付する補助金等(補助率が2分の1を超えないもの)を除く。)
<input type="checkbox"/>	虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたことが判明した場合は、要綱第17条及び第18条の規定により、交付決定の取消や補助金の返還等に応じるとともに、納付日までに補助金を返還しなかった場合、その未納額につき規則第18条第3項による延滞金(遅延損害金)を納付することに応じます。
<input type="checkbox"/>	札幌市から報告・立入検査等の求めがあった場合は、これに応じます。
<input type="checkbox"/>	札幌市宿泊税条例(令和6年札幌市条例第52号)第9条第1項の規定による特別徴収義務者の申告を行います(行っています。)
<input type="checkbox"/>	補助事業の実施に関し、各種法令に違反していません。
<input type="checkbox"/>	北海道が実施する宿泊税に係るシステム整備費補助事業において、本申請の添付書類等の情報を活用することがあることを承諾します。

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名
(署名または記名押印)

補助対象経費内訳書

1 宿泊施設の概要^{※1}

宿泊施設名	
所在地	
連絡先	【担当部署・担当者名】 【電 話】 【メールアドレス】

2 事業の概要

レジシステム 改修・構築等	システム名 又は事業名	
	事業内容	
	スケジュール	
	補助対象経費:A (税 抜)	円
ハードウェア 購入	購入機器	
	購入理由	
	納品予定日	
	補助対象経費:B (税 抜)	円
ソフトウェア 購入	購入ソフトウェア	
	購入理由	
	取得予定日	
	補助対象経費:C (税 抜)	円
申請額 ^{※2} ①(A+B+C)×1/2、②50万円 のどちらか少ない金額を記載		円

※1 複数の宿泊施設をまとめて申請する場合は、施設毎に事業計画書を作成すること。

※2 「申請額」は、千円未満を切り捨てて記載すること。

様式第2号

令和 年(年) 月 日

札税第 号

様

札幌市長

札幌市宿泊税システム整備費補助金 交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった札幌市宿泊税システム整備費補助金については、次のとおり決定しましたので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 補助対象施設

2 交付決定額

補助申請額	交付決定額
円	円

3 その他

補助金は事業終了後、確定された金額を請求により交付する。

様式第3号

札幌市長
様
令和 年(年) 月 日
札幌第 号

札幌市宿泊税システム整備費補助金 不交付決定通知書

令和 年 月 日付で交付申請のあった札幌市宿泊税システム整備費補助金については、次のとおり交付しないことを決定しましたので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

1 不交付の理由

様式第4号

令和 年 月 日

札幌市長

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名

札幌市宿泊税システム整備費補助金 交付申請取下申出書

令和 年 月 日付札税第 号により交付決定のあった事業について、次のとおり、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第10条の規定により、申請を取り下げます。

1 補助対象施設名

2 補助決定額

金 _____ 円

3 取下げの理由

札幌市長

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名

札幌市宿泊税システム整備費補助金 計画変更等申請書

令和 年 月 日付札税第 号により交付決定のあった次の事業について、次のとおり(変更・中止)したいので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第11条の規定により申請します。

1 補助対象施設名

2 (変更・中止)の理由

3 (変更・中止)の内容

4 変更後の交付申請額 ※変更の場合
金 _____ 円

5 添付書類

チェック欄	書類
<input type="checkbox"/>	交付申請書(様式第1号)の添付書類のうち変更に係る資料
<input type="checkbox"/>	変更後の補助対象事業に係る見積書等
<input type="checkbox"/>	その他参考となる書類

様式第6号

札幌第 号
令和 年(年) 月 日
様

札幌市長

札幌市宿泊税システム整備費補助金 計画変更等承認通知書

令和 年 月 日付で申請のあった札幌市宿泊税システム整備費補助金に係る(変更・中止)承認申請については、次のとおり決定しましたので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

1 補助対象施設名

2 (変更・中止)の内容

3 変更後の交付申請額 ※変更の場合
金 _____ 円

4 変更後の交付決定額 ※変更の場合
金 _____ 円

5 その他

補助金は事業終了後、確定された額を交付する。

様式第7号

札幌市長
様
令和 年(年) 月 日
札幌第 号

札幌市宿泊税システム整備費補助金 計画変更等不承認通知書

令和 年 月 日付で申請のあった札幌市宿泊税システム整備費補助金に係る(変更・中止)承認申請については、次のとおり承認しないことを決定しましたので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

1 不承認の理由

様式第8号

令和 年 月 日

札幌市長

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名

札幌市宿泊税システム整備費補助金 事業執行遅延(不能)報告書

令和 年 月 日付札税第 号により交付決定のあった標記補助金に係る事業について、次の理由により予定の期間内に完了する見込みがない(その遂行が困難になった)ので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 遅延又は遂行困難となった理由

札幌市長

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名

札幌市宿泊税システム整備費補助金 事業実績報告書

令和 年 月 日付札税第 号により交付決定のあった標記補助金に係る事業実績について、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第14条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 補助対象施設名

2 補助対象事業の交付決定額及びその精算額

交付決定額 金 _____ 円^{※1}

精算額 金 _____ 円^{※2}

※1 交付決定通知書(計画変更等があった場合は計画変更等承認通知書)の金額を記載

※2 補助対象経費実額の1/2(千円未満切り捨て)、50万円のどちらか少ない金額を記載

3 補助対象事業の実施期間

事業開始日 令和 年 月 日^{※3}

事業完了日 令和 年 月 日^{※4}

※3 事業に着手した日(機器購入を申し込んだ日、工事発注日など)を指す。

※4 機器購入、設置、施工、支払い等が全て完了した日を指す。

4 添付書類

チェック欄	書類
<input type="checkbox"/>	領収書(写) (宛名に申請者の法人名が記載され、補助対象経費と金額が一致しており、経費の内訳がわかるもの。内訳がわからない場合は領収書に加えて内訳がわかる請求書等の写しも提出すること。)
<input type="checkbox"/>	機器購入・設置工事等、事業の完了が分かる資料(写)(納品書等)
<input type="checkbox"/>	その他参考となる書類

様式第10号

札幌市宿泊税システム整備費補助金 銀行口座振込同意書

私は、札幌市宿泊税システム整備費補助金を下記の口座に振り込むことに同意します。

令和 年 月 日

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名

記

振込先金融機関	
本・支店名	・本店 ・()支店
預金種目	(普通 ・ 当座) ※どちらかに○印をお付けください。
口座番号	
口座名義 (カナ)	()

<添付書類>

チェック欄	書類
<input type="checkbox"/>	上記振込先金融機関の通帳(写)

様式第11号

札幌第 号
令和 年(年) 月 日
様
札幌市長

札幌市宿泊税システム整備費補助金 交付額確定通知書

令和 年 月 日付で実績報告のあった補助対象事業については、次のとおり補助金の交付金額を確定しましたので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第15条第1項の規定により通知します。

1 補助対象施設名

2 補助金交付額内訳

交付既決定額	今回確定額	増減
円	円	円

3 交付決定額と確定額に差異が生じた理由

様式第12号

札税第 号
令和 年(年) 月 日
様

札幌市長

札幌市宿泊税システム整備費補助金 交付決定取消等通知書

令和 年 月 日付札税第 号で通知した札幌市宿泊税システム整備費補助金交付決定については、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第17条第2項の規定により(取り消し・変更)しましたので通知します。

1 補助対象施設名

2 (取り消し・変更)した事業

3 (取り消し・変更)した理由

札幌市長

申請者 住所
商号又は名称
代表者の氏名

札幌市宿泊税システム整備費補助金 財産処分申請書

札幌市宿泊税システム整備費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第19条第4項の規定に基づき申請します。

1 補助対象施設等

補助対象施設	〒()
	住所:
	施設名称:
担当者	担当者名:
	電話番号:
	メールアドレス:

2 処分しようとする財産の明細

3 処分の内容

4 処分しようとする理由

5 その他必要な書類

様式第14号

札税第 号
令和 年(年) 月 日
様
札幌市長

札幌市宿泊税システム整備費補助金補助金返還通知書

令和 年 月 日付札税第 号で交付した札幌市宿泊税システム整備費補助金について、札幌市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第18条第2項の規定により、次のとおり返還するよう通知します。

1 返還金

金 _____ 円

2 返還期限

令和 年 月 日

3 返還が必要な理由

4 返還方法

同封の納付書により返還すること。

5 加算金について

6 延滞金について